

政策分野5 市民生活の安全

※ 下線の箇所は第6回部会からの変更箇所です。

～地域が支えあう、だれもが安心してらせるまちをめざす～

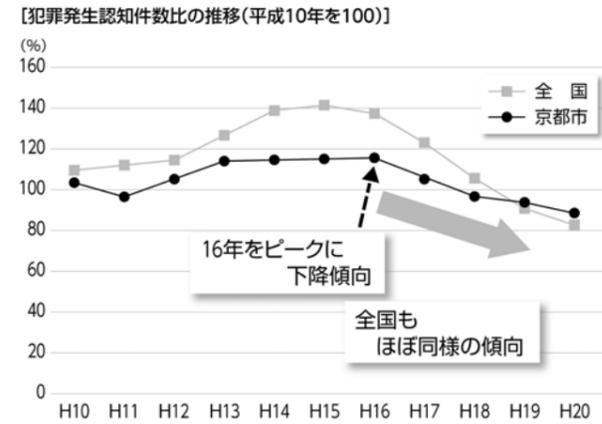
基本方針

地域コミュニティを活性化するとともに、関係機関が連携し、犯罪、事故、消費者被害などを未然に防ぎ、必要な情報提供・支援を行うことで、市民が自立し、だれもが安心してらせるまちづくりを進める。

現状・課題

- 近年、住民相互のつながりが希薄化し、地域の絆も弱体化していると言われていたなか、災害時や、子どもを狙う犯罪や事故、高齢者の孤独死などを防ぎ、地域を守るためにも地域が活気にあふれ、「地域力」を取り戻すための方策が求められている。
- 犯罪発生（刑法犯）認知件数や交通事故発生件数・死者数は減少傾向にあり、市民の体感治安は改善傾向にあるが、さらなる安心・安全なまちづくりに向けた取組に力を入れる必要がある。
- 消費者被害に遭ったひとのうち、消費生活センターに相談したひとは約14%しかいないため、相談窓口を効果的に周知することにより、潜在する被害を少なくすることが必要である。
- 市民が消費者被害に遭わないための知識を備える必要がある。消費者啓発事業への参加の促進や、高齢者等への地域での見守り活動の充実により、消費者被害の未然防止、拡大防止を図ることが必要である。
- 市民に最も身近な行政機関である区役所は、市民生活に密着した行政サービスを提供するとともに、地域課題の解決に向けたまちづくり活動を支援している。
- こうした支援も受けながら、地域団体をはじめとする多くの市民が地域でネットワークを形成し、防犯や事故防止に加え、防災、子どもの安全、地域福祉など、安心・安全に関わる様々な課題に取り組み始めている。
- 一方、行政はこれらの課題ごとに担当部局・機関が異なっているのが現状であり、市民の目線で行政の縦割りを排し、横断的に施策・事業の「融合」を図る必要がある。

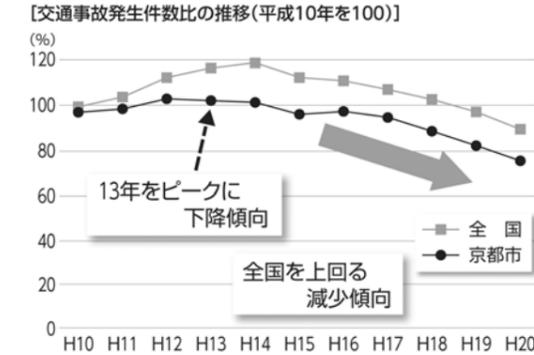
◆犯罪発生（刑法犯）認知件数は減少傾向



注 「京都市」は市内にある警察署の管轄区域内における犯罪発生(発生地主義)に関する件数の合計で、京都市外の一部に関するものを含む。

資料：京都市/京都府警察本部刑事企画課
全国/警察庁「平成21年警察白書」

◆交通事故発生件数は減少傾向



資料：京都市/京都府警察本部「市町村別交通事故発生状況」
全国/警察庁「平成21年警察白書」

◆消費者被害に遭ったときに消費生活センターに相談したひとは約14%

消費者被害に遭ったときの相談先 (上位5項目)	割合
1 どこにも相談することも伝えなかった	33.7%
2 販売店やそのセールスマンに伝えた	20.2%
3 家族、友人、民生委員、ホームヘルパーなどに相談した	17.3%
4 消費生活センターまたは国民生活センターに相談した	13.5%
5 メーカーに直接伝えた	11.5%
5 警察に相談または被害届を出した	11.5%

回答者：全国の15歳以上80歳未満の男女104人

資料：平成20年版 国民生活白書

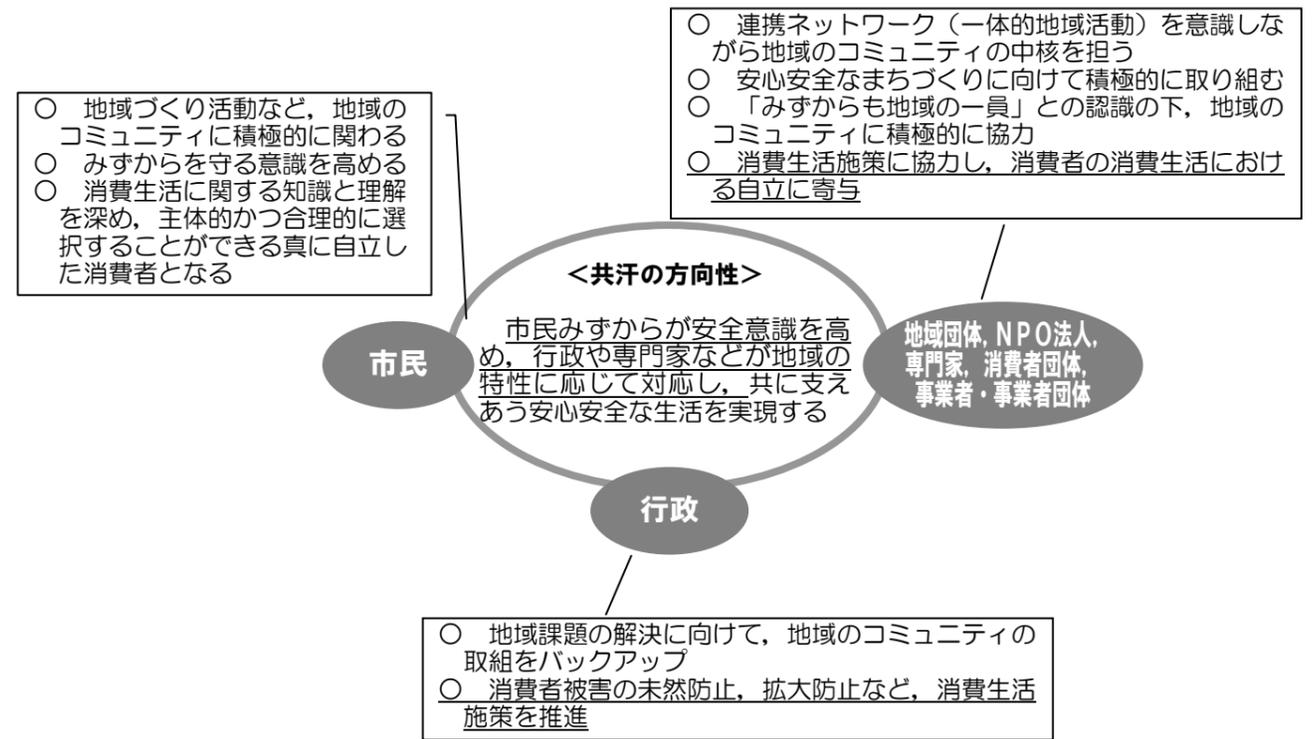
みんなめざす10年後の姿

- 1 「お互いに助け合えるまち」になっている
活性化した地域コミュニティのもと、区役所・支所、学校、警察署や消防署などの関係機関の支援を必要に応じて受けつつ、安全意識をもった市民がお互いに助け合えるまちになっている。
- 2 交通事故や犯罪が少ない「安心・安全なまち」になっている
「お互いに助け合えるまち」を土台として、市民みずからの行動に、区役所・支所、学校、警察署や消防署などの関係機関の連携もあいまって、交通事故や犯罪が少ない安心・安全なまちとなっている。
- 3 消費者被害の防止が図られ救済体制も充実している
悪質商法に関する手口やその対処法に関する迅速かつ適切な情報提供により、消費者被害の未然防止・拡大防止が進むとともに、万一被害に遭った場合の救済体制が充実している。
- 4 自立した消費者が育っている
消費者の消費生活における自立を促進するうえで必要な情報や知識の普及により、主体的かつ合理的に選択することができる真に自立した消費者が育っている。

<参考>政策指標例

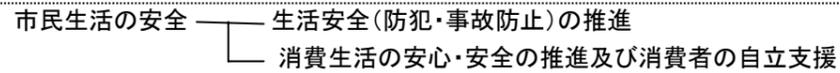
- ◆犯罪発生（刑法犯）認知件数 32,598件(H20) → 29,000件
- ◆高齢者の消費生活相談件数(人口10万人当たり) 431件(H20) → 320件

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

施策の体系



1 生活安全（防犯・事故防止）の推進

(1) 犯罪の芽を摘み取る取組の推進

京都府警察による犯罪摘発や防犯の取組を基本としつつ、京都市と関係機関が連携しながら、防犯に関する知識を市民に啓発するほか、子どもや高齢者などを対象とした安全を守る取組や、公園整備や道路照明灯などの防犯に配慮した環境づくり、暴力追放のための運動などを推進する。

特に、多くの市民や観光客が訪れ、犯罪発生の可能性が高い繁華街については、繁華街(商店街)の振興においても「地域の安心・安全の確保」を基本理念の一つに位置付け、安心・安全なまちづくりを目指す。

なお、発生した犯罪の被害者については、支援に関する条例を制定するなど、社会生活にかかわる面での改善に取り組むと同時に、犯罪被害の啓発活動にも取り組む。

(2) 事故の発生を未然に防止する取組の推進

交通安全に関する市民の知識や意識を高めるため、普及啓発活動に取り組むなど、地域団体、京都府警察と京都市が連携して交通安全対策を推進し、交通事故の当事者となる可能性が高い高齢者をはじめ、市民一人ひとりがルールを遵守し、正しいマナーを実践する交通事故のない社会を目指す。

また、防災、地域福祉など様々な「地域の安心安全」にも留意しながら、地域の特性や実情に応じた「生活安全」の取組を展開する。

(3) 地域の連携ネットワークへの支援

京都市は、防犯や事故防止をはじめ、防災、子どもの安全、地域福祉など、安心・安全に関わる様々な課題に対処しようとする、地域における自主的な取組に対して、必要な人的・財政的支援を行う。

(4) 行政の縦割りの克服と連携の強化

区役所・支所、学校、警察署や消防署など、安心・安全に関わる様々な関係機関は、行政の縦割りを克服し、施策・事業の「融合」を図るなど、連携を強化する。

2 消費生活の安心・安全の推進及び消費者の自立支援

(1) 消費者被害の救済及び防止

消費者被害の迅速かつ的確な救済を図るため、消費者がトラブルに遭ったときに安心して相談できるよう、相談機能の強化と相談しやすい環境の整備に継続的に取り組む。

また、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、悪質商法への対処をはじめとした消費生活に関する情報を京都市のホームページや電子メール、印刷物等、様々な方法により発信するとともに、消費者被害に関する注意喚起や高齢者等への見守り等、身近な支援の仕組みづくりを推進する。

(2) 消費者の自立支援

消費者自らが主体的かつ合理的に選択することができる「自立した消費者」の育成に向け、教育機関等との連携の下、ライフステージを見据えた体系的かつ総合的な消費者教育を推進する。

更に、消費者が、次世代の消費生活を見据え、食の安全や環境に配慮した行動を積極的に採り入れていくよう、学習機会の提供や環境に配慮した取組を推進する。

関連する分野別計画

京都市生活安全基本計画（平成23年度～32年度）

京都市消費生活基本計画（平成23年度～32年度）